

商品名等 (電気用品名等)	包装機械等
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能  スーパーマーケットなどで店頭陳列商品をトレイ等の容器に入れラップ包装する機械(装置)  ラップ包装された商品に貼るための、値札ラベル等を印刷する機械(装置)</p> <p>構造、仕様、意匠  ラップ包装装置は、電動機によってトレイを移動・搬送する機能とラップで包む機能を有するものである。  印刷装置は、値札ラベル等の印刷内容設定を、装置自体で設定するものと装置にコンピュータ等を接続してコンピュータ等で設定するものとの2通りある。</p> <p>主な使用者、販売先  スーパーマーケット、大型店舗、食品加工業者等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>包装装置：特定電気用品以外の電気用品中、電動力応用機械器具の「包装機械」として取り扱う。  印刷装置：該当する電気用品名がないので、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>包装装置：ラップをかけることには、商品保護及び鮮度を保つことに加え、包装という目的もあるので、特定電気用品以外の電動力応用機械器具中の「包装機械」として取り扱うのが妥当と判断する。  印刷装置：原版を用いて印刷するものではなく、「事務用印刷機」又は「あて名印刷機」にもあらず、該当する電気用品名がないので、電気用品安全法上は、対象外として取り扱うのが、妥当と判断する。</p>	